

公益財団法人全日本軟式野球連盟 加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という）の加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第47条に定める軟式野球チームを統轄する各都道府県軟式野球団体（以下「都道府県軟式野球団体」という。）及び理事会で特に認めた軟式野球団体をいう（以下「加盟全国団体」という）。

2 前項の定めで認可された団体は、本連盟の事業に協力し、規程並びに指導を遵守するものとする。

(支部)

第3条 都道府県軟式野球団体は、本連盟の支部とする。

(ブロック)

第4条 公益財団法人全日本軟式野球連盟規程（以下「本連盟規程」という。）第4条に規定するブロックを設ける。

(本会評議員の推薦)

第5条 加盟団体は、定款第16条4項により、各1名を評議員候補者として評議員選定委員会に推薦することができる。

2 加盟団体は、評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を示さなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(大会負担金及び助成金)

第6条 本連盟が主催する大会の開催地の都道府県軟式野球団体に対して、本連盟は、別に定める大会負担金を支給するものとする。

2 加盟団体のうち理事会で特に認めた軟式野球団体に対して、本連盟は、別に定める助成金を支給するものとする。

(支部普及費及びブロック普及費)

第7条 本連盟は、各都道府県軟式野球団体に対して、別に定める支部普及費を支給するものとする。

2 本連盟は、本連盟規程第4条に定めるブロックに対して、別に定めるブロック普及費を支給するものとする。

(報告義務)

第8条 加盟団体は、毎年度事業終了後2ヵ月以内に、事業の状況を次の書類を添えて本連盟に報告しなければならない。ブロックにおいても、同様とする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(分担金)

第9条 加盟団体は、定款第48条により、年次分担金を納入しなければならない。

2 前項の分担金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県軟式野球団体は、本連盟規程第12条に定める一般会員及びチーム会員の本連盟の登録料の総額とする。
- (2) 加盟全国団体は、加盟全国団体負担金の金額とする。

3 第1項の分担金の金額及び納付期限は、毎年度理事会の決議を経て会長が別に定める。

(加盟)

第10条 定款第47条により、新たに本連盟の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書
- (2) 規約及び当該団体が定める競技者規程等
- (3) 当該団体の組織一覧表及び役員表
- (4) 前年度事業報告書及び収支決算書
- (5) 当該年度事業計画書及び収支予算書

2 加盟の承認を得た団体は、直ちに定款48条に規定する分担金を納付しなければならない。

3 加盟の承認を得た団体は、定款第16条4項により評議員候補者を1名評議員選定委員会に推薦することができる。

(脱退)

第11条 加盟団体が本連盟を脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会の

承認を得なければならない。

- (1) 脱退届
- (2) 脱退理由書

2 本連盟は、不相当と認めた加盟団体を、理事会の決議をもって退会させることができる。

(除名)

第12条 本連盟の加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

- (1) 本連盟の加盟団体としての義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為のあったとき

(分担金の精算)

第13条 加盟団体が前条により脱退した場合、既に納付した分担金、経費等は、理由の如何を問わず返還しない。また、脱退前に支払の義務が生じた金額は、直ちに納付しなければならない。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議を得て、評議員会の承認を要する。

(附則)

この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟の設立の登記の日から施行する。

制定 平成24年1月 4日

改定 平成26年2月20日